Ver.20150202

Aqua Bank

ウォーターサーバーレンタルサービス
＜レンタル契約基本規定＞

株式会社アクアバンク
大阪市港区市岡元町３－６－１６
TEL：06-6585-3404（代表）
お客様センター：0120-185-116

アクアバンクウォーターサーバーレンタル契約基本規程

ver.3.00

貸主
商号；**株式会社アクアバンク**
住所；**大阪市港区市岡元町** 3-6-16
電話；0120-185-116

本規程は，アクアバンクウォーターサーバーレンタル契約申込書にてアクアバンクウォーターサーバーレンタル契約（以下「本契約」といいます。）の締結を申し込まれたお客様と株式会社アクアバンク（以下「アクアバンク」といいます。）との間において締結される本契約に適用されます。

第１条　契約の目的

アクアバンクは，お客様に対し，アクアバンクウォーターサーバー（ウォーターサーバー本体１台，フロート１個・カートリッジ１個・タンク受けリング１個・ピッチャー１個を収納するタンク本体１個のことをいいます。）を本規程の条件により賃貸し，お客様はこれを借り受けます。

第２条　契約の成立

１　本契約は，お客様がアクアバンクウォーターサーバーレンタル契約申込書に必要事項を記入の上，これをアクアバンクに提出することにより申込みをし（アクアバンクの代理店を介して提出する場合を含みます），アクアバンクがこれを承諾することにより成立します。

２　前項のお客様の申込みに基づいてアクアバンクがアクアバンクウォーターサーバーの発送の準備をした場合は，アクアバンクが前項の承諾をしたものとみなします。

３　アクアバンクがウォーターサーバーの発送を行い、お客様に対して引渡しが完了した翌日からレンタル開始とみなします。

第３条　お客様情報の届出・変更

１　お客様は，アクアバンクウォーターサーバーレンタル契約書にお客様の氏名，住所，生年月日，連絡先，アクアバンクウォーターサーバーの設置場所等のアクアバンクが指定する事項を正確に記入し，アクアバンクに届け出ます。また，お客様は，アクアバンクが指定する資料（個人のお客様の場合には運転免許証又は健康保険証又の写し，法人の場合には登記事項証明書の写し）を提出します。

２　お客様は，前項でアクアバンクに対して届出及び提出をした事項に変更が生じた場合には，遅滞なくアクアバンクに対して，生じた変更の内容を再度届出及び提出します。

３　お客様が前項の届出及び提出を怠ったことに関連してお客様に生じた一切の不都合，不利益，又は損害についてアクアバンクは一切の責任を負わないものとします。

第４条　通知及びサービスの提供場所

１　アクアバンクのお客様に対する本契約に関する通知は，すべて前条第１項及び同第２項によって届け出られたお客様の住所地に対して行うものとします。同所に対して宛ててアクアバンクが発送した通知は，発送日から起算して１週間後に到達したものとみなされるものとします。

２　アクアバンクウォーターサーバーのメンテナンス，修繕，配送，回収等の本契約に関してアクアバンクがお客様に対して提供するサービスは，すべて前条第１項及び同第２項によって届け出られたアクアバンクウォーターサーバーの設置場所において行われるものとします。ただし，日本国外及び日本国内であってもアクアバンクがサービス適用範囲外と別途指定する地域においては，当該サービスの全部又は一部が行えない場合があること，当該サービスの全部又は一部の実施について本規程の定めにかかわらず別途の手数料がかかる場合があることをお客様は了承するものとします。

第５条　引渡

１　アクアバンクは，お客様に対し，アクアバンクウォーターサーバーを第３条第１項及び同第２項によって届け出られた設置場所において引き渡します。

２　お客様は,前項の引渡が円滑に行われるようアクアバンクに協力するものとします。

３　第１項に基づく引渡の費用は，原則として，アクアバンクの負担とします。ただし，引渡場所が以下の地域に該当する場合は，お客様は，アクアバンクに対し，引渡手数料としてアクアバンクウォーターサーバー１台当たり２，０００円（消費税別）を引渡の際に現金で支払います。

北海道，沖縄県

４　アクアバンクがお客様に対して第１項の引渡の準備をしたことを通知した日から２週間を経過しても第１項の引渡が完了しなかった場合，アクアバンクは，お客様に対し,催告その他の手続を要することなく直ちに本契約を解除することができます。

５　前項の規定によって本契約が解除された場合，お客様は，アクアバンクに対し，違約金として金１万円を支払います。ただし，アクアバンクに当該金額を超える損害が発生している場合，その超過額の損害賠償を請求することを妨げないものとします。

第６条　契約期間

１　アクアバンクが前条の規定に基づいてお客様に対してアクアバンクウォーターサーバーを引き渡した日の翌日を，レンタル開始日とします。

２　本契約の有効期間は，レンタル開始日から１年間とします。

第７条　レンタル料と支払い方法

１　本契約に基づくレンタル料は，レンタル開始日を起算点として１か月ごとに４，２９８円（消費税込み）とします。（税別３，９８０円+消費税（８％）３１８円）

2　支払方法

① 月払い・・・・お客様は，アクアバンクに対し，以下の方法及び期限により，前項の１か月ごとのレンタル料を支払います。ただし，アクアバンクがお客様に対して本規程と異なる支払方法および支払金額の指定を行った場合は，本条の規定にかかわらず，当該指定のとおりに支払うこととします。

初月分／第５条第１項の引渡時／現金払い
２か月目分／２か月目の月が開始する日が属する月の前月の１３日限り／弊社指定の振込用紙によるコンビニエンスストアでの支払
３か月目～１２か月目分／各月が開始する日が属する月の前月の１３日限り／口座引落又はクレジットカードのいずれかのうち客様が選択した方法。ただし，支払期限までに口座引落又はクレジットカードによる支払を行うことができない場合は，振り込みその他アクアバンクが指定する方法。

② 年一括払い・・・前項の年間レンタル料およびアクアバンクが指定する支払金額を引渡時に一括でお支払する方法。支払は現金のみとし、クレジットカード払いを希望する場合、予めアクアバンク所定の申込フォームに従い申込むものとする。または、法人契約の場合にのみ請求書発行後、アクアバンク指定口座への振り込み。ただし、一括で支払う場合、年間レンタル料の５％を割引した金額を支払うこととします。

3　本契約が中途解約，解除等の理由の如何を問わず有効期間の途中で終了した場合，本契約の有効期間の最終日が属する月分のレンタル料については日割計算をせず，お客様はアクアバンクに対して３，９８０円（消費税別）の満額を支払うこととします。

また、年一括支払い済みの場合はその限りではないものとし、残日数のレンタル料の返金は行わないものとする。

4　口座引落又はクレジットカードによる決済ができず、振込用紙によるコンビニエンスストアでの支払の場合、支払ごとに発行手数料として３００円（消費税別）をご負担頂きます。

第８条　お客様の遵守事項

1　お客様は，アクアバンクウォーターサーバーを使用するにあたり，以下の各事項を遵守するものとします。

① お客様は，アクアバンクウォーターサーバーの所有権がアクアバンクに帰属することを認識の上で，取扱説明書において定められた使用方法に従ってアクアバンクウォーターサーバーを使用し，善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

② お客様は，アクアバンクウォーターサーバーを【目的】の目的のみに使用するものとし，その他の目的に使用しません。お客様が個人の場合，お客様は，アクアバンクウォーターを家庭生活用に用いるものとし，商用としての利用を行いません。

③ お客様は，アクアバンクウォーターサーバーを無断譲渡したり，無断転貸しません。
④ お客様は，アクアバンクウォーターサーバーを改造したり，原状変更しません。
⑤ お客様は，アクアバンクウォーターサーバーについて，故障又は破損等により修繕が必要となった場合又は正常の作動をしていない疑いがある場合，アクアバンクに対し，遅滞なく連絡をします。
⑥ お客様は，以下の使用上の注意を遵守します。

・アクアバンクウォーターサーバー内の水は出来るだけ速やかに消費し，３日以上放置しないこと。
・取扱説明書の記載方法に従って，定期的（夏は１週間に一度，冬は１ヶ月に二度程度）にサーバー内タンク及びフロート，上部タンクの洗浄，お手入れをおこなうこと。
・取扱説明書を熟読の上で，取扱説明書に従った使用・取扱をすること
・アクアバンクウォーターサーバーを室温３０度以上の場所に長時間設置し使用しないこと。
・アクアバンクウォーターサーバーを直射日光の当たる場所で使用しないこと（水が変質する可能性があります。また長時間、蛍光灯や電照ライトにさらされる場所に置かないで下さい。長時間ご利用されず水が滞留したまま光にさらされますと、緑色に変色する場合がありますのでご注意下さい。）
・アクアバンクウォーターサーバーを長時間、蛍光灯や電照灯のある場所に放置しないこと。
・アクアバンクウォーターサーバーに他社の水ボトルを接続しないこと。
・その他，アクアバンクが指定した禁止行為をしないこと。
・サーバー設置後、移動もしくはご自身でメンテナンスをされる場合において、お湯のコックから水が出るのを確認してから電源を入れること（空焚き防止のため）。
・温水タンクの構造は水圧によりお湯が出るようになっておりますので、冷水残量が少なくなった場合は、お湯は出にくくなります。
・電源、温水スイッチを切らないで使用すること。
・上部タンクをサーバー差し込み口に正常にセットすること（水漏れ防止のため）
・上部タンクに注ぐ水は、常温水道水を使用し，これ以外の温水、雨水や汚水等を使用しないこと。
・下部タンクに溜まる水量は最低水位を維持し、上部タンクの黒い帯部分を越える水量はいれないようにご利用下さい。注ぐ水量が多い場合、上部・下部タンクの間より水漏れの恐れがあります。
・上部ンクに水を注ぐ際には専用の容器（ピッチャー）、ペットボトル等を使用し、ヤカン等の金属容器を使用しないこと。
・洗剤や油分が付着した容器の水を使用しないこと（カートリッジの破損を避けるため）

・長期間（3 日間程度以上）使用されない場合には、上部タンク及びサーバー内の水を空にすること（電源を切り、上部タンクを空にし、コッから全ての水(お湯）を排出させた後、サーバー内に溜まっているお湯を後部ドレンから水抜きをして下さい。この際、熱いお湯が排水されるため、火傷に注意してください。）
・カートリッジの洗浄のために，洗剤を使用しないこと。
・上部タンクの設置はサーバーとの嵌め込みを確認すること（上部タンクは固定されておりませんので衝撃により転倒、落下する場合がありますので十分に注意してください）
・上部タンクとサーバーとの間に隙間がないことを確認し、水平な場所に設置すること。

第９条　必要費及び有益費

お客様は，アクアバンクに対し，アクアバンクウォーターサーバーについての必要費及び有益費の償還を請求できないものとします。

第 10 条　修理・修繕

1　アクアバンクは，アクアバンクウォーターサーバーについて故障，破損又は瑕疵があると認められる場合，当該故障，破損又は瑕疵について修理，修繕，又は交換をします。ただし，当該故障，破損又は瑕疵の存在がお客様の責めに帰すべき事由に起因する場合，修理，修繕，又は交換に要する費用はお客様の負担とします。

2　アクアバンクがお客様に対して引き渡したアクアバンクサーバーの隠れた瑕疵によりお客様に生じた損害について，アクアバンクは，お客様に対し，前項の修理，修繕又は交換のほかにこれを賠償する義務を負いません。

第 11 条　契約更新及びメンテナンス

1　本契約の有効期間の満了の２か月前までにお客様がアクアバンクに対して本契約を更新しない旨の通知をされない限り，本契約は，さらに１年間延長されるものとし，以後も同様とします。また、年一括支払いのお客様においては、更新時に次年度の年一括レンタル料として３，９８０円（消費税別）の１２ヶ月分から５％を割引した利用料、４５，３７２円（消費税別）を支払うものとします。

2　本契約が有効期間の満了により終了せず，さらに１年間延長される場合，アクアバンクは，お客様に対し，引渡済みのアクアバンクウォーターサーバーについて，以下の内容のメンテナンスを実施します。お客様は，当該メンテナンスの円滑な実施に協力するものとします。

・サーバーの殺菌洗浄
・タンクその他の部品の洗浄
・カートリッジの交換
・その他アクアバンクが指定する内容のメンテナンス

第 12 条　中途解約

1　お客様は，本契約の有効期間中であっても，２か月前までに書面による事前の通知をすることにより，本契約を中途解約することができます。

2　お客様が前項の規定により有効期間の満了前に本契約を中途解約した場合，お客様は，アクアバンクに対し，中途解約違約金として他の金銭の支払とは別途金１５，０００円（消費税別）を支払います。ただし，前条の規定に基づく更新後に中途解約により本契約が終了する場合，当該中途解約違約金の額は，１０，０００円（消費税別）とします。また、年間レンタル料一括支払い済みのお客様に限り、違約金請求は行わず中途解約することができます。但し、残日数のレンタル料の返金は行わないものとする。

第 13 条　解除及び期限の利益の喪失

1　アクアバンクは，お客様が次の各号のいずれか一つに該当するときは，何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができます。

⑴　お客様が本契約に基づくレンタル料の支払いを怠り，７０００円に達したとき

⑵　お客様が第３条第１項又は第２項の規定に違反したとき

⑶　お客様が第８条の規定に違反したとき

⑷　前３号を除きお客様が本契約の規定に違反したとき

⑸　支払停止があった時又は支払不能の状態になったとき

⑹　仮差押，仮処分，強制執行，競売の申立て，滞納処分若しくは保全差押を受けたとき，破産，民事再生，会社更生，特別清算の手続開始の申立てがあったとき，特定調停の申立てがあったとき，その他これらに類する法的手続の開始の申立てがあったとき。

⑺　第３条第１項又は第２項の規定に基づくお客様の届出等の内容が虚偽であったとき。

⑻　アクアバンクの所有権，名誉権その他の権利又は利益を侵害し，又は，侵害するおそれのある行為をしたとき

⑼　お客様が以下の事項のうちの一つに該当するとき

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員

②　同法第２条２号に規定する暴力団と関係を有しその組織の威力を背景として同法第２条１号に規定する暴力的不法行為等を行う者又はその組織の維持及び運営に協力し若しくは関与する者

③　同法第２条１号に規定する暴力的不法行為等を行う者

④　かつて前①ないし③のいずれかに該当し，それに該当しなくなってから５年を経過しない者

⑤　前①ないし④のいずれかに該当する者が，その名目を問わず資金提供や出資を行い，方法の如何によらず支援・賛助を行い，または，その事業活動を支配する者

⑥　取締役，執行役，相談役若しくは顧問その他名称を問わずその事業に支配

力を有する者又は監査役（以下「役員等」という。）に前記①ないし④のいずれかに該当する者が就任していること

⑦ 前①ないし④　のいずれかに該当する者をその業務に従事させ，又はその業務の補助者として使用する者

⑧ 以上のほか，反社会的活動を行っていること，反社会的勢力に該当すること，又は，反社会的勢力と密接な関連があること

2　前項の規定に基づいて本契約が解除された場合，お客様は，アクアバンクに対し，解除違約金として他の金銭の支払とは別途金１万円を支払います。ただし，アクアバンクに当該金額を超える損害が発生している場合，その超過額の損害賠償を請求することを妨げないものとします。

3　第１項の規定に基づいて本契約が解除された場合，本契約に基づくすべてのお客様のアクアバンクに対する一切の債務について，通知催告を受けなくても当然に期限の利益を喪失し，直ちに債務全額を支払います。

第 14 条　契約終了後の返還

1　本契約が終了した場合，お客様は，アクアバンクに対し，直ちに，アクアバンクが指定する方法により，アクアバンクウォーターサーバーを返還しなければなりません。

2　前項に基づくアクアバンクウォーターサーバー返還の費用は，第１１条第１項規定の本契約を更新しない旨の通知に基づいて本契約が有効期間の満了により終了した場合はアクアバンクの負担とし，それ以外の場合はお客様の負担とします。（途中解約）

返却先：〒551-0003

大阪府大阪市大正区千島３丁目２２－１７

アクアバンク流通センター　宛

3　お客様が第１項の規定に反してアクアバンクウォーターサーバーを返還しない場合，お客様は，アクアバンクに対し，契約終了日の翌日から起算して１か月あたり６０００円の規定損害金（１か月に満たない部分は日割計算とする）を他の金銭の支払とは別途支払います。

第 15 条　損害賠償

1　お客様又はアクアバンクは，故意又は過失により，本契約に定める義務に違反した場合，これにより相手方に生じた損害を賠償します。ただし，アクアバンクが本契約に定める義務に違反したことによりお客様に生じた損害（アクアバンク，アクアバンクの代表者又はアクアバンクの使用する者の故意又は重大な過失によるものを除きます）についてのアクアバンクの賠償責任は，当該損害発生時点におけるお客様がアクアバンクに支払済みの一切の金銭の合計額を限度とします。

2　第８条の規定の一つにお客様が反したことに起因して生じたお客様の損害，第１１条第２項所定の協力義務にお客様が反したことによるメンテナンスの不実施に起因して生じたお客様の損害，その他お客様が本契約の規定に違反したことに起因して

生じたお客様の損害について，アクアバンクは，その損害を賠償する責任を負わないものとします。

3　お客様の故意又は過失によりアクアバンクウォーターサーバーが紛失若しくは滅失した場合，又はその全部又は一部が毀損して修理・修繕することが不能若しくは困難な場合，お客様は，アクアバンクに対して，違約金として他の金銭の支払とは別途金５万円を支払います。お客様が取扱説明書の記載に反する使用方法を行った場合は，当該過失が存在したものとみなします。

第 16 条　免責

1　天災地変，戦争，暴動，内乱，その他の不可抗力，法令の制定・改廃，公権力による命令・処分，争議行為，輸送機関・通信回線又は保管中の事故，取引先の債務不履行，その他アクアバンクの責めに帰すことができない事由による本契約に基づくアクアバンクの債務の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について，アクアバンクは責任を負いません。

第 17 条　遅延損害金

お客様が本契約に基づくアクアバンクに対する債務の支払を怠ったとき，お客様は，アクアバンクに対して，支払済みに至るまで年１４．６パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 18 条　権利義務の譲渡等禁止

お客様又はアクアバンクは，本契約上の地位又は本契約に基づき発生した債権若しくは債務を，他の当事者の書面による同意なく第三者に承継，譲渡その他一切の処分をしてはならないものとします。

第 19 条　個人情報の取扱

1　アクアバンクは，第３条第１項及び第２項に基づいて取得した情報，その他本契約に関して知り得たお客様に関する情報（以下「本個人情報」といいます。）を，本契約及び法令に従って適正に管理します。

2　アクアバンクは，本個人情報を本契約の履行のために使用する外，以下の各号に該当する目的のために用いることができ，お客様はこれに承認するものとします。

①　本契約に基づく取引以外のアクアバンクのサービス及び商品に関するマーケティング，販売促進，各種キャンペーン等の活動のため

3　アクアバンクは，本個人情報を第三者に開示，利用，漏洩しません。ただし，アクアバンクが本契約に基づく債務の全部又は一部の履行のため，その業務の全部又は一部を第三者に委託して行わせる場合は，当該第三者に対して当該委託のために必要な限度において本個人情報の全部又は一部を開示し，利用させることができるものとし，お客様はこれに承認するものとします。

４　お客様からの本個人情報の開示，訂正，追加又は削除の御請求につきましては，以下を窓口とするものとします。

アクアバンクお客様サービスセンター（TEL　0120-185-116）

第 20 条　準拠法

本契約は日本法を準拠法とし，日本法に従って解釈されるものとします。

第 21 条　管轄

本契約に関する一切の紛争は，大阪地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とします。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

株式会社アクアバンク（以下「当社」）は、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全従業員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進致します。

■個人情報の管理

当社は、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・社員教育の徹底等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行ないます。

■個人情報の利用目的

お客さまからお預かりした個人情報は、当社からのご連絡や業務のご案内やご質問に対する回答として、電子メールや資料のご送付に利用いたします。

■個人情報の第三者への開示・提供の禁止

当社は、お客さまよりお預かりした個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示いたしません。

お客さまの同意がある場合

お客さまが希望されるサービスを行なうために当社が業務を委託する業者に対して開示する場合

法令に基づき開示することが必要である場合

■個人情報の安全対策

当社は、個人情報の正確性及び安全性確保のために、セキュリティに万全の対策を講じています。

■ご本人の照会

お客さまがご本人の個人情報の照会・修正・削除などをご希望される場合には、ご本人であることを確認の上、対応させていただきます。

■法令、規範の遵守と見直し

当社は、保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他規範を遵守するとともに、本ポリシーの内容を適宜見直し、その改善に努めます。

<<お問い合せ>>

当社の個人情報の取扱に関するお問い合せは下記までご連絡ください。

株式会社アクアバンク

〒552-0002　大阪市港区市岡元町3-6-16

TEL:06-6585-3404 FAX:06-6585-3403

Mail:info@aqua-bank.co.jp